

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 7 年度第 1 回薩摩川内警察署協議会
会 議 日 時	令和 7 年 7 月 24 日（木曜日）午後 2 時から午後 4 時
会 議 場 所	薩摩川内警察署 3 階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 11人 2 警察署 署長以下 10人

（会議の概要）

- 1 開式のことば
- 2 会長・会長代理選任
- 3 会長・会長代理あいさつ
- 4 署長あいさつ
- 5 各委員自己紹介
- 6 協議
 - (1) 管内の治安情勢と業務推進状況について
 - (2) 委員からの意見・要望

- 自転車を運転する際、ヘルメットを着用しなかったり、一方通行を逆走した場合に違反切符を切られるのか

（回答）

- ・ 自転車は軽車両になるため、軽車両の交通違反は自転車にも適用される。自転車については、現在は全て赤切符での処理になるが、令和 8 年 4 月から交通反則通告制度が導入され、青切符でも違反処理を行うことになる。自転車の違反全て、すぐに取り締まるという訳ではないが、自転車にも車両の交通ルールが適用されるので、自転車を運転する際は、車両の交通ルールに従った運転をお願いします。自転車での一方通行の逆走については、他の車両からは、入ってこないと思っている場所に自転車が入ってくるため、急な対応ができず、大事故につながるおそれがある。なお、ヘルメットの着用については令和 5 年 4 月 1 日施行の改正により、努力義務として規定されている。現在のところ努力義務であるが、交通事故時の被害軽減に有効であるため、ヘルメットの着用をお願いします。

- 電光掲示板は、どのような方が作動させており、何か作動させるのに決まりがあるのか。

（回答）

- ・ 御指摘の電光掲示板は、「交通情報板」と呼ばれ、基本的には進行方向の渋滞状況、迂回路情報などの情報をドライバーに提供して交通の分散・誘導を図ることを目的としているものである。進行方向の交通情報がない場合は、安全運転意識の高揚を図るため、交通広報に関する文言を流すことで、効果的な交通情報の提供を実施しているほか、大規模イベント等による交通規制情報等も広報している。交通情報板の管理は、警察本部の交通規制課が担当している。そのため、例えば、警察署管内で花火大会や大綱引きなど、道路交通に大きな影響のあるイベントが実施される際は、警察署から交通規制課に交通情報板を活用した情報提供を依頼している。

- 宮崎バイパスが開通したが、大型施設側の合流地点に信号は必要ないか。
また、街灯が必要な気がする。

(回答)

- ・ 委員御指摘の空港バイパスから大型施設までの間の新しい道路が、本年6月6日に開通している。
新しい道路と県道36号が合流する大型施設前の交差点は、県道36号が優先となり、新しい道路側が従道路として一時停止の規制がかかっている。
同交差点は、道路形状等の理由から、信号の設置にはそぐわない面がある。
開通後1ヶ月が経過したが、開通後、当署に対して信号機の設置に関する要望は受けていない。
また、開通後、物損事故を含め同交差点での交通事故の発生もない。
今後も、信号機の設置については、交通状況や交通事故の発生状況等を確認しながら、交通の安全と円滑という道路交通法の目的に合わせて対応していくことになる。なお、街灯の設置については、道路管理者である県が設置するものになるので、具体的な場所について教えていただければ、こちらから県担当者に連絡する。

- 自転車に関する改正道路交通法について、高校生などに具体的な指導・説明がなされているか。

(回答)

- ・ 御意見をいただいた自転車に関する改正道交法については、来年4月1日から施行されることが決定している。
概要は、自転車の交通違反について、交通反則通告制度、つまり、青切符での処理が導入される。
違反の種類については113種類とほとんどの違反が適用されることとなり、反則金の金額も、基本的には原付の反則金と同額になる。
高校生を含む16歳以上が本制度の対象となるため、御意見にあるとおり、高校生への広報、特にこれまで原付免許を含む運転免許を取得していない者への広報が重要と考えている。
当署としても、高校周辺でのチラシ配布による広報、指導警告書などを活用した現場での指導、高校での自動車に関する交通安全講話を行うなど、高校生に対する周知を強化している。
今後も、来年の施行までの間に、広報、指導、講話等あらゆる機会を通じて、市民に広く周知されるよう努める。

- 横断歩道や一旦停止等の標示が薄い所がみられるので、塗装等の検討を願う。
また、スピード違反、一旦停止、信号無視等の違反が多く見られるので、取締りの強化を望む。

(回答)

- ・ 今回御指摘いただいた横断歩道、一時停止規制を伴う停止線の道路標示については、警察が担当となる。
横断歩道等のラインについては、補修が必要な箇所が多く、要望を受けてから実際に引かれるまで時間がかかっているのが現状であるが、今後も必要な補修を継続して実施していく予定である。
今年度は補修費用の予算が増額されたこともあり、気になる場所があったら、具体的な場所を教えていただければ、現地確認の上、警察署としても積極的に標示の補修上申を行っていく。
次に、交通取締りの強化についての御意見について、御指摘の「スピード違反、一時停止、信号無視」は、交通事故に直結する違反として、警察が取締りに力を入れている違反になる。
交通取締りについては、交通事故の発生状況等を基に取締りを強化する「場所・時間など」を設定するなどして、事故抑止に効果的な取締りになるよう努める。
特に、速度違反については、半年ごとに見直しを行った結果を「速度取締りの指針」として県警のホームページで公開している。
この指針は、作成する際に警察署協議会員の御意見をいただくことになっている。
皆様には、内容を確認していただき、御意見がある場合は、別途、交通課まで連絡をお願いする。
今後も半年に一度、協議会などの機会を通じて、御意見いただくこととなるので、あわせて、ご協力をお願いする。
交通取締りは、警察にしかできない交通安全対策ですので、今後も事故の発生状況を踏まえて、事故抑止に資する取締りを強化していきたい。

7 閉式のことば	
備 考	